

第 2 回秋田市都市再生協議会議事要旨

開催の日時	平成 29 年 8 月 10 日 (木) 午前 10 時から正午まで
開催の場所	秋田市役所 5 階 第 3・第 4 委員会室
委員の定数	18 人
出席委員	16 人
議 事	(1) 前回 (第 1 回) の会議で出された意見等への対応 (2) 立地の適正化に関する基本方針および 都市機能・居住の各誘導区域の設定
審 議 日 程	1 開 会 2 会長あいさつ 3 委員紹介 4 会議の成立 5 アンケート調査に関する報告 6 議 事 7 その他 8 閉 会

1 開 会

司 会	秋田市都市再生協議会を開催いたします。 本日は、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、開会にあたりまして、恐縮ですが、会長よりご挨拶を頂戴いたします。 会長、よろしくお願いいたします。
-----	---

2 会長あいさつ

会 長	事前に送付されている資料をみますと、今回は、かなり具体的な内容の提案がされていますので、比較的、議論しやすいかと思えます。 時間は限られていますが、皆さん、ご自由に発言いただいて、ご協力いただければと思います。
-----	--

3 委員の紹介

司 会	<p>それでは、次第3の委員紹介についてであります。</p> <p>第1回協議会のあとに人事異動があり、新たに就任いただいた委員をご紹介いたします。</p> <p>新あきた農業協同組合の組合長の船木耕太郎氏に代わり、新たに、同組合組合長に就任され、本協議会の委員をお願いすることになりました京極芳郎委員でございます。</p>
京極委員	<p>京極でございます。よろしく願いいたします。</p>

4 会議の成立

司 会	<p>次に次第の4、会議の成立についてであります。</p> <p>本日の会議は、定数18名に対して16名の出席となっております。</p> <p>秋田市都市再生協議会設置要綱第6条第2項に基づき、過半の出席をもって成立することになっておりますので、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p>
-----	--

5 アンケート調査に関する報告

司 会	<p>次第の5の議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日、座席にお配りした資料は、座席表、委員名簿となっております。</p> <p>また、資料3-2および参考資料2について、内容に、誤記、説明不足の部分がありましたので、改めて修正した資料を本日配布させていただいております。</p> <p>修正箇所については、資料3-2、都市機能・居住の各誘導区域の主旨では、上段の囲み線の中の箇条書きの4つ目に、説明不足の点がありましたので、内容を補足しております。</p> <p>参考資料の2、立地の適正化に関する基本方針および都市機能、居住の各誘導区域の設定に関わる参考資料については、1点目が、9ページの右側の中段にあります、歩くことに抵抗を感じない距離の表です。</p> <p>その中にある高齢者等の区分の中で、大きな荷物がある、雨で、それぞれ距離に誤記がありましたので修正させていただいております。</p> <p>さらに、19ページと23ページにあります誘導区域（案）の図です。</p> <p>御所野地区に設定している都市機能誘導区域が、赤色の高次・広域拠点形成区域となっておりますが、正しくは、ピンク色の生活拠点形成区域となっておりますので、これを併せて修正させていただいております。</p>
-----	---

なお、事前にお配りした資料について再確認させていただきますと、資料1、秋田市のまちづくりに関するアンケート調査結果（概要）、参考資料1、秋田市のまちづくりに関するアンケート調査、調査結果報告書、この資料につきましては、50ページから74ページの自由意見の中で誤字がありましたので、訂正したものを公表したいと思っております。

続きまして、資料2-1、前回（第1回）の会議で出された意見等への対応、資料2-2、第1回都市再生協議会議事要旨、資料3-1、立地の適正化に関する基本方針および都市機能、居住の各誘導区域の設定、さらに、先ほど修正をお知らせしました資料3-2、参考資料2となっております。

その他、本日欠席しております日野委員より、このたびの議題に対し、コメントをちょうだいしておりますので、その内容を記した資料を配布させていただきます。

今一度、ご確認いただきますようお願いいたします。

司 会 資料に不足はないようですので、次第の5の「アンケート調査に関する報告について」事務局から説明します。

事務局 それでは、次第5、アンケート調査に関する報告について説明いたします。この内容に関する資料として、資料1と参考資料1を用意しております。説明のほうは、資料1の「秋田市のまちづくりに関するアンケート調査結果（概要）」を用いて行いたいと思います。

初めに、1の有効回答者数であります。このアンケートは、20歳以上の市民1,500人に対して行ったもので、有効回答者数は725人で、回収率48.3%となっております。

ここで記載している表は、年齢別、地域別に区分して、調査票の配布数、回収数、回収率を比較したものです。

年齢別では、他の調査と同様に、年齢が高くなるほど回収率が高くなるという傾向がありました。

地域別での回収率については、各地域とも、大きな差はありませんでした。次に2の調査結果の概要であります。

2-1、居住環境の（1）、居住環境で重視していることについてです。

調査対象者が、居住環境で重視している事項では、「買い物の利便性」が6割を超え、もっとも高くなっておりました。

また、このことは、年代を問わず高い傾向がありました。

地域別では、河辺地域と雄和地域で、「自然の豊かさ」の割合が高いという傾向が見られましたが、それ以外の地域、旧秋田市の地域では、全体集計と同様に「買い物の利便性」が高いという結果になりました。

次に、（2）の地域で不足する施設であります。

不足する施設では、「ない」とする割合が40.7%、「ある」とする割合が35.7%で、ほぼ同じ割合になっておりました。

年代別で、不足する施設が「ある」とする割合が高かったのは、「30代」と「50代」となっておりました。

地域別では、西部地域、河辺地域、雄和地域で、その割合が高くなっておりました。

2ページをご覧ください。

(3)の地域に必要とされる施設であります。

これは、不足する施設がある、と答えた人に、どのような用途の施設が不足しているか聞いたものであります。

その中で割合が高かったのは、「スーパーマーケット」、「診療所、医院」、「飲食店、レストラン」で、それぞれ約30%となっておりました。

年代別で、不足している施設があるとして、割合が高かったのは、30代、50代ですが、30代は「公園、広場」、50代は「診療所、医院」の割合が高くなっておりました。

地域別で、不足している施設があるとして割合が高かったのは、西部地域、河辺地域、雄和地域ですが、西部地域は「飲食店、レストラン」、河辺地域は「診療所、医院」、雄和地域は「スーパーマーケット」の割合が高くなっておりました。

次に2-2、住み替えの意向の(1)、現在の地域に対する居住意向であります。

現在の地域に住み続けたい、または住み続けるとする割合は、全体の69.8%で、住み替えたいとする割合は、22.8%となっておりました。

また、地域に住み続けたい、または住み続けるとする割合を年代別で見ると、全ての年代でその割合が高く、特に60代、70代以上は8割を超えていました。

地域別では、中央地域、西部地域、南部地域、河辺地域で7割を超えております。

また、不便を感じていないので住み続けたい又は住み続けるとする割合で高かったのは中央地域となっておりました。

一方で、不便かそうでないかは別に住み替えたいとする割合で高かったのは、雄和地域となっておりました。

次に(2)住み続けたいとする理由であります。

住み続けたいとする理由で割合が高かったのは、「買い物や医療など生活に便利」、「地域に愛着がある」でそれぞれ約4割、次いで「住み替える資金がない」の約2割となっておりました。

地域別で、「買い物や医療など生活に便利」を理由に挙げて割合が高い地域は、中央地域が約25%ともっとも高く、次いで東部地域の約20%となっておりました。

なお、雄和地域については「地域に愛着がある」の割合が、他の地域と比べて高くなっておりました。

次に(3)、住み替える場合に希望する地域のイメージであります。

これは、住み替えしたいとする人を対象に聞いた質問であります。

住み替えを希望する地域の条件としては、「日常的な買い物が便利な地域」が72.4%ともっとも高く、次いで「診療所や医院などの医療施設が充実した地域」の41.1%、その次が「鉄道やバスを利用しやすい地域」の38%となっておりました。

また、年代別、地域別でも「日常的な買い物が便利な地域」の割合が高くなっておりました。

3ページをご覧ください。

(4)の住み替える場合に希望する市内の具体的な地区であります。

上位に挙げられた地区は、東通、広面、御所野、中通、JR線の西側の泉地区となっておりました。

次に(5)の住み替える場合に希望する居住形態であります。

全体集計では、一戸建ての持ち家による新築住宅の割合が38.9%ともっとも高くなっておりました。

また、分譲マンションを選択した中では、70歳以上の人の割合が高くなっておりました。

次に(6)の住み替えに際しての不安についてであります。

不安に思うことでは、「住み替え先の土地、建物の値段や物件情報」が44.9%ともっとも高く、次いで「住み替え先での近所付き合い」、「住宅やマンションの購入資金」の順になっておりました。

「住み替え先での近所付き合い」で不安視している年代としては、40代と50代で、その割合が高くなっておりました。

また、「住宅やマンションの購入資金」で不安視している年代としては、70歳以上の人の割合が高くなっておりました。

4ページをご覧ください。

2-3、交通手段の(1)、普段の交通手段であります。

普段の交通手段では、自家用車、いわゆるマイカーの割合が80.3%ともっとも高くなっておりました。

一方、自家用車以外の割合が高い年代と地域を見ると、年代では70歳以上、地域では中央地域が高くなっておりました。

次に(2)バスを利用する条件です。

ここでは、自家用車の利用者に、今よりもバスを利用するとしたらどのような条件であれば利用するか、ということ聞いたものであります。

結果としては、「運行本数の多さ」が59.4%ともっとも高く、次いで、それとほぼ同じ割合で「タイヤの便利さ」の57.8%、さらに、その次が「運賃の安さ」の50.8%となっております。

また、先ほどの自家用車以外の割合が高い70歳以上と中央地域を見ると、「停留所の近さ」の割合が高いという特徴が見られております。

次に2-4、自由意見であります。

意見については、167人、259件の意見等が寄せられております。

その中で多かった内容は、「公共交通、バス」に関するものが56件、次いで「商業施設」に関するものが23件、「コンパクトシティに賛成」、「駐車場の無料化」、「働く場所・雇用の確保」、「道路整備」に関するものがそれぞれ約10件となっていました。

アンケート調査に関する説明は以上であります。

司 会 ただいま説明しましたアンケート調査に関する報告は、議事事項ではありませんが、ご質問等があれば、事務局より説明したいと思っております。いかがでしょうか。

各 委 員 なし。

司 会 ご質問はないようですので、これよりの議事進行は会長にお願いいたします。

6 議事 (1) 前回 (第1回) の会議で出された意見等への対応

会 長 議事に入ります前に、協議会運営規約第10条第2項に基づきまして、議事録署名委員を選出します。

委員の選任については、私から指名ということでよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

会 長 協議会議事録署名委員は、A委員とB委員にお願いします。

両 委 員 了解。

会 長 次第6の議事に入ります。

進め方につきましては、前回と同様に、事務局からの説明のあとに、ご質問、ご意見をお受けする形で進めたいと思っております。

それでは、(1)の「前回(第1回)の会議で出された意見等への対応について」、事務局より説明願います。

事務局

「前回(第1回)の会議で出された意見等への対応について」説明いたします。

説明は、資料2-1の「前回(第1回)の会議で出された意見等への対応」を用いて行いたいと思います。

この資料は、先の会議で委員の皆さまから出された意見に対して、事務局としての考え、対応等をまとめたものであります。

全体としては5項目ありまして、資料は、番号、意見等、対応という区分で整理しております。

始めに1ページ1番、自動運転に関する事項であります。

内容は、立地適正化計画が20年後を想定しての計画とするならば、将来見込まれる自動車の自動運転の観点も取り入れるべきではないか、というご意見でありました。

対応としては、記載のとおり、コンパクトシティの形成が生活サービス機能の維持、生活サービス施設へのアクセス向上、地域コミュニティの維持、行政サービスの効率化などを実現するための政策で、自動運転の普及によって、さらにその効果が高まっていくことが期待されますが、一方で、その普及までには30年から50年といった移行期間が必要とされており、それまでには、多くの社会システムとのすり合わせが必要になると言われております。

そうした中、このたびの計画策定においては、自動運転を前提とすることで、検討の幅が広がることが考えられますが、実現時期や運用方法が不確定であるとともに、自動運転自体は既存の道路施設を活用することが想定されていることから、本計画の具体の検討においては、前提条件にするのではなく、外部環境要因、機会として扱うという考えを示させていただきました。

次に2番の同居世帯に関する事項であります。

内容は、秋田市が同居世帯が少ないと言われており、そうした地域特性を捉えた推計も必要でないか、というご意見でありました。

対応としては、実際の状況を把握するため、統計データから傾向を調査しております。

結論としては、核家族世帯は、増加傾向にあるということは間違いありませんが、中核市等を対象とした一般世帯数に対する核家族世帯数の割合の比較では、中位となっているという状況がありました。

このことに関するデータは、別添資料1として、この資料の3ページから4ページに掲載しております。

なお、4ページ下のグラフになりますが、地域別の状況として、市民アンケートから家族構成の割合を見たところ、河辺地域、雄和地域で多世代同居が他の地域に比べ高くなっている特性が見られております。

次に3番の高齢者福祉施設等に関する事項であります。

内容は、今後の高齢者の増加により、現在の高齢者福祉施設では収容しきれない、また、将来的には在宅介護が増加していくが、その際には自動車が不可欠である。計画ではそうした観点から、高齢者福祉施設の不足や、自動車などの必要性を予測して考えていくのか、というご意見でありました。

対応といたしましては、高齢者福祉施設も都市機能の1つと捉えており、在宅医療、介護の促進に向け、デイサービスなどを基本とした通所系の介護施設を中心とし、将来の需要量を踏まえ、施設立地、配置の検討対象とすべきものとする、また、サービスを受ける際の自動車の使用は、事業者の業務の性質上、必要不可欠であると捉えており、まちづくりの面からは、両者の効率性の観点から、施設立地の在り方を検討するという考えを示させていただいております。

この事項に関するデータ等を、別添資料2として、この資料の5ページから7ページに掲載しております。

7ページにありますイラスト、データについては、ご意見の趣旨とはやや異なりますが、高齢者福祉におけるコンパクトシティの効用といった観点から、国が策定した資料には、ホームヘルパーの派遣に際し、コンパクトにした場合とそうでない場合の移動のイメージと、富山市の例を取って、高齢者人口密度と移動費用の関係性を示したデータがありましたので、このたび掲載させていただいております。

それでは、2ページをご覧ください。

4番の市街化調整区域の取扱いに関する事項であります。

内容は、立地適正化計画を秋田市全体の計画と言うならば、市街化区域だけではなく、市街化区域に近い市街化調整区域をどのようにするのか、また、移住を進める中で、市街化調整区域全体の取扱いをどうするのかといったような検討も必要ではないかというご意見でありました。

対応といたしましては、市街化調整区域が良好な営農環境や自然環境を保全するため、都市的土地利用を抑制する区域であること、また、本市ではコンパクトシティ形成を推進していく上で、市街地の外延的拡大は抑制すべきものとし、今後も、同区域を堅持していくこととしており、このたびの検討では、本市がこれまで集落の維持を目的に実施してきた施策を勘案しつつ、集落居住者の生活の質の確保やコミュニティの維持の観点から検討を進めていきたいという考えを示させていただいております。

以降のなお書きについては、委員の皆さまに、コンパクトシティ形成の時間的なイメージとともに、施策展開に対してご理解いただきたく、補足的に説明を加えさせていただいております。

若干、内容が長いので、資料を読み上げさせていただきますが、コンパクトな市街地形成に向けた居住誘導については、市民の立場からすると、生活の本拠を移すということであり、住み替えには、精神的にも経済的にも負担が大きいため、実際には、当該計画において、誘導施策を講じつつも、個々のライフステージの転換期での検討、判断に委ねる部分があります。

このような状況を勘案しながら、コンパクト化のスピードや期間を考えると、現在の市街地が数十年の年月を経て形成されてきたのと同じように、コンパクト化においても、それと同じ期間、もしくはそれ以上の期間が必要になると考えております。

指摘の内容については、計画策定における重要な視点ではありますが、検討に際しましては、時間軸を捉えた都市全体の変化を綿密にシミュレーションする必要があるなど、技術的に難しい面もあるため、このたびの検討では、現状で把握し得る具体的な課題と、これに対応した施策を位置付けつつ、この計画がおおむね5年ごとに評価して、必要があれば見直すことが義務付けられている制度であることを踏まえ、進捗管理の中で、都市全体の変化をモニタリングしながら、適時、適切な施策展開を図っていく考えであるということを示させていただいております。

次に、5番の検討スケジュールに関する事項であります。

内容は、このたび検討する、都市機能誘導区域や居住誘導区域について意見が出てきた場合、どのように対応したのか委員に説明する機会を設けることはできないか、というご意見でありました。

対応といたしましては、このたびの第2回会議の意見等を受けて、整理した区域の案は9月中旬に会議を追加して行うこととさせていただきました。スケジュールについては、別添資料3、この資料の8ページに、前回お示ししたスケジュールに修正を加えたものを掲載しております。

説明は以上であります。

会 長 ただいまの前回会議の意見と対応について、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

C 委 員 1の自動運転の件に関する件です。

資料では、実用化までに30年から50年というようにありますが、実際には、かなり前倒しになって2030年ぐらいには実施されるというスケジュールリングで動いているようですので、そのあたりは、少しどうなのかというように思います。

それと、この計画の策定にあたり、自動運転を前提にして検討するというのは難しいところもあるのは理解しますが、外部要因というだけというのは、少し、捉え方が薄いのではないかなというように思いました。

事務局 自動運転に関しては、前回会議での説明に際し、若干薄い部分があったということで、改めて調査して整理させていただきました。

自動運転については、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに合わせ、一部実用化といった動きがあるようですが、現状として、法整備の問題ですとか、秋田市の場合で考えると、雪国ですので、そのあたりがどういように解決されていくのかというところは、見えていない部分があると思っております。

この計画では、そうした状況を踏まえ、前提条件にするのではなく、外部環境要因とするというもので、今後、そのことを念頭に検討すべきものがあれば、それはそれとして対応していくということでご理解願います。

会長 他に意見等がありますでしょうか。

各委員 なし。

6 議事（2）立地の適正化に関する基本方針および都市機能・居住の各誘導区域の設定

会長 それでは、今の前回会議での意見と対応を踏まえまして、本日の主題であります、議事の（2）「立地の適正化に関する基本方針および都市機能、居住の各誘導区域の設定」に入りたいと思います。

議事で用いる資料は3-1です。

この資料を見ますと、計画の位置付けから誘導区域の設定まで、非常に内容が多くなっています。

運営規則では、議事事項ごとに事務局が説明し、質疑を行うことになっていますが、この議事については、丁寧に区切って検討を進めていくほうがよろしいかと思えます。

進め方としましては、初めに計画の基本方針に関する内容として、1の「立地適正化計画の位置付け」と、2の「まちづくりの理念、基本目標」について、これが、資料3-1の1ページ、2ページです。

これで一回説明していただいて議論をします。

それから、次に、主要拠点ごとの位置付けに関する内容として、3の「目指すべき将来都市像」、資料では3ページから5ページの部分を説明いただいて議論をする。

最後に、誘導区域の設定に関する内容として、4と5について説明いただいて、議論するというような形で検討を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

会長

それでは、今言った手順により事務局より説明願います。

事務局

立地の適正化に関する基本方針に関する内容を説明いたします。

立地の適正化に関する基本方針は、多核集約型都市構造の実現により、具体的にどのような将来の暮らしの姿を目指すのかということ、立地適正化計画の目標として定めるものであります。

本日の第2回協議会では、目標設定に向けた視点についてご説明させていただき、各委員の皆さまより、専門とする分野から、人口減少・超高齢社会にあって、今後、何に注力していくべきか、していきたいのかについてご意見を頂戴し、第3回協議会において具体的な目標の設定をしていきたいと考えております。

資料3-1をご覧ください。

1に、立地適正化計画の位置付けを記載しております。

市政推進の基本方針である「新・県都『あきた』成長プラン」の将来都市像に対し、都市分野では多核集約型都市構造を推進することで、その実現を支援することとしております。

立地適正化計画は、第6次秋田市総合都市計画で位置付けられた多核集約型都市構造を実現するためのアクションプランであり、都市分野に限らず、さまざまな分野の計画と整合・連携を図ることで、計画実現による相乗効果を目指すものであります。

なお、立地適正化計画の運用により、居住や生活関連施設を中心とした都市機能の緩やかな誘導を進めてまいります。誘導は短期間で実現するものではなく、計画的な時間軸の中で進めていくべきものと考えております。

そのため、立地適正化計画の目標年次は、概ね20年後の2040年、平成52年としております。

次に、2のまちづくりの理念、基本目標等であります。

(1)のまちづくりの理念をご覧ください。

まちづくりの理念は、計画の根底にある根本的な考え方を示したものであります。

そのため、立地適正化計画におけるまちづくりの理念は、多核集約型都市構造の実現を目指すとした上位計画の第6次秋田市総合都市計画の基本理念を継承することとし、「暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市 ～豊かな自然と共生した人にも地球にもやさしい都市づくりによる元気な秋田の創造～」とします。

下の図は、多核集約型都市構造の実現により、密度の経済を発揮していくことを模式的に表したものです。

密度の経済については、第1回協議会において、コンパクトシティを目指す理由としてご説明させていただいた内容となっております。

次のページをご覧ください。

(2) まちづくりの目標設定に向けた視点であります。

この目標設定に向けた視点については、後ほど、各委員の皆さまより、専門とする分野から、人口減少・超高齢社会にあって、今後何に注力していくべきか、していきたいかについてご意見を頂戴し、第3回協議会において具体的な目標の設定をしていきたいと考えております。

立地適正化計画におけるまちづくりの目標は、多核集約型都市構造の実現により、将来の秋田市の暮らしをどういったものにしていきたいのかを具体的に表現します。

また、立地適正化計画の計画期間においては、その目標の達成度合いを測る指標とも連動することになります。

具体的な目標設定においては、人口減少、超高齢化社会にあって、今後、何に注力をしながらどのように持続可能な都市を目指していくのか、という視点で設定を行っていききたいと考えております。

下の図は、事務局の案として、まちづくりの目標設定にあたってターゲットの内容を示したものです。

この案については、2つの視点から、設定したものであります。

上の囲みに、そのあたりの視点を合わせて記載しております。

視点の1つ目は、本市の現状、将来見通しから見た特性、課題です。

将来的な課題として、さらに高齢化率が上昇していき、特に健康寿命を超えた方々が増加する一方で、20代から40代までの子育て世代が減少する見込みとなっていることに着目しております。

また、生活サービス機能や交通結節機能を有する秋田・土崎などの旧来の市街地を中心とした人口減少が懸念されることに着目しております。

一方で、建築投資が県下第1位であることや、県下最大の中心市街地を有し、周辺市町村を含めた広域的な利用が見込まれる高次都市機能が集積しているという特性にも着目しております。

視点の2つ目は、本市が目指すまちづくりの方向性でございます。

本市は、国内で初めてWHOのエイジフレンドリーシティグローバルネットワークに参加していることや、本年4月より、第2期秋田市中心市街地活性化基本計画が始動したことに着目しております。

以上のことを踏まえ、高齢者、子育て世代、中心市街地をそれぞれターゲットとした目標設定をしていく方向で検討を進めていきたいと考えております。

なお、先ほど説明しました視点1と2の根拠となる資料につきましては、参考資料2の1ページから5ページに示しております。

また、参考資料2の6ページと7ページに、まちづくり方針等を整理するための作業としてSWOT分析の内容を示しております。

SWOT分析は、各政策分野から見た本市の強み、弱み、本市が置かれている機会、脅威を整理した上で、それぞれを掛け合わせ、課題の解明と目標指向の発展につなげるために行っているものであります。

なお、分析内容については、現在、庁内委員会を通じて精査、確認を行っているところであり、その最終結果は第3回協議会における具体的な目標設定の際に、改めて提示したいと考えております。

立地適正化計画の位置付けとまちづくりの理念、基本目標等に関する説明は以上であります。

会 長 それでは、今、説明ありました内容に対しまして、質問や意見等ありましたらお願いします。

C 委員 ご説明いただいた内容は、いろんな面を網羅していると思いますが、具体的に2040年の秋田市がどうなっているのか。まちづくりだとか人口の構成だけではなく、秋田市そのものが何で飯を食べているのか、どのように生活できていくのかというのが見えてこない。具体的に言えば、若い人たちが帰って来るにしても、どのような仕事があるのか、どのような産業が発展しているのか、だから秋田市に戻るんだ、秋田市で暮らすんだというような動機づけになるものがないように思います。

また、農林業の面でみれば、今回、市街地をさらにコンパクトにしていこうとした場合に、中山間地域での生活の問題をはじめ、今回の大雨の被害が森林の植生の変化や田んぼの休耕による保水力の低下によるものであれば、自然や農地のあり方ということも出てくると思われます。

そうした環境変化の中で、今までに想定しなかったが故の災害というものもでてきているので、そういったことも踏まえて都市計画でやっていかなければいけないというように思いますし、そうした観点がやや欠けているのではないかというように感じます。

事務局 ご指摘のとおり、様々な観点から都市計画をやっていかなければいけないということに、改めてその思いを強くしたところであります。

今、災害の話が出ましたけども、この計画を都市的地域に限定して捉えることなく、それ以外の森林や農地といったことにも目を向けながら都市全体としてのあるべき姿を模索していきたいと考えております。

会長 他にいかがでしょうか。

D 委員 はじめての会議の出席になりますが、今までの話を聞いて、ハードの部分の話が多く、PTAの立場からすると、地域のコミュニティとか、そういった部分の検討というのが、まったくない印象を受けました。

昔は学校を中心にコミュニティといったものがあり、学校の校長先生から頼まれれば、地域でそれをやらなければいけないという雰囲気があって、そこから人付き合いといったものが生まれてきました。

それが今、そうした活動を行う人が少なくなり、地域のコミュニティも崩壊しつつある中で、市から災害があったときに要介助を必要としている方のリストが送られてきたりもします。

災害になったときに、町内会長が8人も10人も抱えて逃げられるわけでもなく、今このような状態になっているときに、お互い、助けられるようなシステムづくりといったことも、このまちづくりの計画の中に取り入れていただきたいと思い、発言させていただきました。

会長 災害関連は、おそらく誘導区域でどういうように扱うかということで、直接、本計画と関わってくると思います。

また、コミュニティの関係は、自治会が十分機能しないとか、いろいろ聞き及んでいるところですがけれども、一定程度の人口や密度がないと、組織自体が成り立たないということもありますので、これも、まとまりを作っていくという意味では居住誘導区域のこととも直接関連するのかなと受け止めました。

事務局のほうではいかがですか。

事務局 地域活動、地域コミュニティの状況については、今後、人が少なくなって、しかも高齢化が進んでいく中で、そうした活動はかなり厳しくなるだろうというように考えております。

そのためには、会長の発言にもあったとおり、まずは人がまとまるということが大事だろうと。

また、コミュニティの維持については、都市計画だけでなく、様々な行政分野との連携が必要になると考えておりますが、都市計画の立場からしますと、居住のあり方という観点から主に検討することになろうかと考えております。

また、先ほど佐々木代理の発言にあった20年後の姿、将来像というところなのですが、このあたりについては、もう少し議論を深めていく必要があるというように考えております。

現状認識としては、都市の魅力度を高めていくというのが、一番大事であると。住む人にとって魅力がある、あるいは、外部の人からみても魅力あるというようになると、人の動きというのが出てくるのではないかと考えております。

人が動いてきて、さらにそこに定着するとなれば、経済の部分でも変化が出てくるのではないかなということで、立地適正化計画では、その「場」をつくるという観点から議論いただければと思っております。

E 委員

私は60歳を超えていますが、自分が育った時代というのは人口が増えるということで、どんどん郊外に住宅地が広がり、同時にいろいろな施設も広がっていきました。それが今、弊害というか、こうしておけば良かったなというのが、道路であったり、ばらばらに立地した店や住宅ではないかと思えます。

そのことについては、言葉は悪いかもかもしれませんが、規制が少し緩かったのではないかと思うところもあり、今回の計画は、逆に縮小ということなので、過去と同じ轍を踏まないように、行政でしっかり管理していく必要があるのではないかと感じました。

誘導区域外での建物行為等に対しては届出を求めるようなことが言われておりました。市民の中にはそれを嫌がる人もいるかもしれませんが、秩序をもってまちづくりを進めていくのであれば、そうした行政の姿勢、対応が必要ではないかなと思いました。

また、バス事業者として思うのは、バスが入っていけない所がある中で、苦情としてあるのが「バス停まで歩かないといけない」ということがありますので、その辺も含めて、まちづくりを考えていく必要があるのではないかとこのように感じました。

なお、先ほど言いました届出については、十分な説明が必要になると思いますので、そうしたことにも配慮いただきたいということをつけ加えさせていただきます。

会長

前段の発言は、まちづくりの理念というか、本質的なことのご指摘でした。

今回は多核集約型都市構造ということで、それに対するご発言だったと思います。

また、後段の発言は、この次の議題にある具体的な誘導区域を設定して、それがどうなるかという話に続いていきますので、その頭出しということかと思えます。

資料の2ページに書いてあります3つのターゲット、目標があります。

とりわけ、今回は、高齢者をターゲットにした目標や、子育て世代をターゲットにした目標について書いてありますので、ぜひ、この専門の方で、どのような考えになっていけばいいのかというあたりを、医療施設や高齢者福祉施設、子育て関係などの分野についてお知らせいただければと思うのですが、どうでしょうか。

A 委員

保健医療・福祉の分野では、地域包括システムの構築ということが言われており、高齢者が住み慣れた地域で住み続けることができる、生活を継続できるということを目指しています。その中でも、持続可能であること、つまり、今後の高齢化率のさらなる進行とか、生産年齢人口の減少といった中でも、続けることができる、それが一つのポイントになると思っています。

加えて、保健医療・福祉における目標として、切れ目のないサービスを提供できるようにするということがあり、まだ課題も多くあるのですが、コンパクトシティというのが、そういったことを可能にする場になるのではないかと思います。

また、そうしたサービスを提供するシステムを作っていく上では、行政だけではなくて、住民の互助や共助、さらには自らを助けるという自助も必要であると言われております。

そういったことを可能にするためにも、今回の計画の中では、福祉保健部など他の部署の意見も伺っていると聞いておりますし、先ほど、事務局からお話があった魅力のある都市、そういったことも健康づくりにおいては大変重要だというように考えます。

魅力があるところには、人が集まってきましたし、地域に愛着が沸くということは、健康を助ける、健康をさらに増進させる一つの重要なファクターだと思っています。

全体的には、そうしたことも配慮した計画になっていくのではないかと考えているところであり、期待をしております。

会長

持続可能性というキーワードが出ましたけど、先ほどのE委員の話と通じる発言だったように思います。

それでは、子育て世代をターゲットにしたと書いてありますので、子育ての観点からいかがでしょうか。

- F 委員 私は、園児と小学生と中学生の3人の子どもがいます。
現在住んでいるところは、通園・通学は徒歩で通える距離ですが、買い物は近くにスーパーがないので、車での移動がとて多いです。
私は、まだ働いていませんが、働きやすい環境になれば良いということと、子どもたちが県外に行かず楽しく暮らしやすくなるような環境になってくれたらなと思っています。
- 会 長 他にいかがでしょうか。
- G 委員 保育園を運営する立場からすると、非常に難しいテーマだなと思って会議に出ております。
秋田市は7、8年前くらいまでは、毎年2,500人の子どもが生まれていましたが、今は2,100人です。間もなく2,000人を切る状況です。
2年ほど前までは、第2次ベビーブームの方たちが、少し高齢になっても出産をしたので、少し持ち直したのですが、今は加速度的に落ちております。
その一方で、共稼ぎが増えているので、保育園がどんどん増えています。
現在、おそらく幼稚園や認定こども園も合わせると、100近い保育施設があります。
これからお話しすることは、保育分野の委員もやっていて、そうした場でも発言している内容なのですが、施設の現状は、付け焼き刃的に、どんどんあちらこちらに作っています。
例えば今、雄和、河辺には、20名を切っている認可保育園があります。
それに対して、例えば、私の園では227名いまして、これももう数年で下降してくると思っています。
そうすると、今度は施設を撤退するという事象が起こるのですが、ともかく今は増やし続けている。
園児は、ほぼ100%が車に乗せて来ます。私の園は土崎にあるのですが、一番遠い方で御所野からも来ていますし、潟上市からも来ています。
今は、大人の数と車の台数が同じなので、昔で言う自転車感覚で来ているので、広域には渡るのですが、これが果たして持続可能なのかとなると、非常に疑問があります。
保育園を運営している者として、当然、保育サービスという形で、より良い保育を提供することで、多くの方たちに利用していただきたいと思っながらも、利用する側からすると、これが果たしてどうなのかということで、先ほど言ったように、雄和、河辺地区には、以前、60名から70名いたところが、もう20名を切っている状態で、収入が入らない保育園ですから、民間移管もできない状況です。

現状として、保育園がどんどん増え、逆に幼稚園はどんどん減って、毎年、閉園している状況を理解いただければと思います。

少し話が逸れますが、皆さんとたぶん同じになると思うのですが、私も子どもがいますけれども、子どもたちが、30年後に秋田で幸せに暮らせるかというイメージがまったく湧きません。

自動運転のこともありました、AIが入ってきて、その中で、世の中がどんどん変わっていく。

前回も言いましたが、30年前、今の世の中を想像できなかつたように、下手をすると10年後も想像できない。50年後なんていうと、どうなっているのか。秋田市がないのではないかと。

それぐらいの危機感があります。

そう思って、もっと施策を総合的に、そして、各業界の専門的な知識も得ながらやっていかないと、とんでもないことになるのではないかと危惧しております。

先ほどの町内会の話もそうですが、誰が誰を助けていいのか。助けようと思ったけど手も足りない。情報もない。

現実はその対策の必要が迫られている。迫られているという危機感を持たないといけないと思います。

子育てを担い、受け入れている私としては、そういうことを考えております。ちょっとテーマと逸れた部分もありますが、意見も含めて述べさせていただきました。

会 長 総論としては、まったくそのとおりだと思います。

それを、都市計画的にどう対応するかということになりますが、大前提はそうした認識が大事だと思います。

他にいかがでしょうか。

各 委 員 なし。

会 長 次に進みます。それでは、目指すべき将来都市像ということで、3ページから5ページまで、事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、目指すべき将来都市像についてご説明いたします。

資料3—1、3ページをご覧ください。(1)の将来都市像設定の考え方です。

ここでは、多核集約型都市構造の中核を成す主要な拠点の位置付けを設定するため、その基本的な考え方を示しております。

本市では、これまでの都市形成の変遷から、7地域に市民サービスセンターを設置し、第6次秋田市総合都市計画においても、1つの都心・中心市街地と6つの地域中心を、市内7地域の拠点地区として位置付けております。

一方、昨年度実施した、都市構造の分析結果より、7地域の各拠点間で生活サービス施設の数や路線バスの運行頻度など、生活サービスの差が顕在化している状況が確認されており、将来の人口減少や、人口の分布状況を勘案すると、各拠点の機能維持・増進に加え、拠点間連携をより一層強めていく必要があると考えております。

立地適正化計画においては、立地適正化計画制度である居住・都市機能の各誘導区域の設定や、誘導施策の展開に限らず、既存の都市計画制度や公共交通政策等の対応策を総合的に検討し、各拠点の機能維持・増進に加え、拠点間連携を推進していくこととします。

なお、具体的誘導施設については、11月上旬に開催する予定としております第4回協議会において、事務局案をお示しする予定としております。

次のページをご覧ください。

(2)の目指すべき将来都市像であります。

ここでは、都市機能や居住の各誘導区域の設定に先立ち、目指すべき拠点の位置付けを整理し、将来都市像として示しております。

4ページの一覧表と合わせ、5ページの都市機能、居住の各誘導区域の位置に関する概念図もご確認いただきたいと思います。

立地適正化計画においては、拠点を「高次・広域拠点」と「生活拠点」の2区分で整理を行った上で、各拠点周辺に「居住促進エリア」、その外側に「良質な住環境の維持・形成エリア」、さらにその外側に「田園共生エリア」を配置した都市像を目指すこととします。

それでは、多核集約型都市構造の中核を成す2種類の拠点についてご説明いたします。

高次・広域拠点は、買い物や娯楽、飲食、散策、文化活動など、多様な機能の維持増進を図る方針とします。

生活拠点は、日常の暮らしに必要な機能の維持や増進を図る方針としますが、生活拠点間の関係性から、「地域間連携型」、「増進型」、「維持型」の3タイプを設定する方針とします。

増進型は、日常生活に必要な機能の維持や増進を図る方針とします。

維持型は、主に、現在保有する機能の維持を基本とし、不足機能については、地域間連携型の生活拠点との連携によって補完していく方針とします。

地域間連携型は、基本的には、増進型と同様の位置付けとなりますが、維持型の生活拠点の不足機能を補完する役割を担う方針とします。

次に、居住促進エリアです。

居住促進エリアは、人口密度を維持することで生活サービスやコミュニティを持続的に確保していく方針としますが、各拠点との距離関係から「徒歩生活利便型」と「公共交通利便型」の2つのタイプを設定する方針とします。

徒歩生活利便型は、車だけに頼ることなく、徒歩で拠点内の多様な生活サービスを容易に受けることができる環境を形成するエリアとして、各拠点とその徒歩圏を対象として位置付けます。

特に、都心・中心市街地の都市機能誘導区域やその周辺の居住誘導区域の範囲については、多様な世代がライフステージに合わせた住まいの選択が可能な環境の形成を図る方針とします。

当該エリアは、例えば、高齢者にとって、自動車に頼らない生活環境の中に自らが活躍できる場もあり、健康的で生きがい、やりがいを感じながら暮らすことができたり、子育て世代にとって居住地、職場、子育て支援サービスが近接し、日々の子どもとの時間を大切にしながら暮らすことができる場を目指すイメージとなります。

公共交通利便型は、車だけに頼ることなく、公共交通で拠点内の多様な生活サービスを容易に受け取ることができる環境を形成するエリアとして、徒歩生活利便型の外側を対象として位置付けます。

また、本市の特徴である戸建て・持ち家志向に対応した良好な居住環境の形成を図る方針とします。

当該エリアは、例えば、居住地に近接し、買い物や診察など、一定の生活サービスを比較的容易に受けることができ、公共交通の利用による車に頼らない生活が可能で暮らしている場を目指すイメージとなります。

次に、良質な住環境の維持・形成エリアです。

良質な住環境の維持・形成エリアは、既存の良質な住宅ストックの保全、活用を図るとともに、市民の居住ニーズに応じた緑豊かなゆとりのある良質な居住環境の形成を進め、居住誘導区域との役割分担を図る方針とします。

当該エリアは、例えば、空き家・空き地の活用や、住環境保全対策を図り、これまでどおりの生活を送ることができ、自動車を中心とし、各地域の都市機能誘導区域にアクセスできる場を目指すイメージとなります。

最後に、田園共生エリアです。

田園共生エリアは、農業生産を支える田園居住地域として、原則として無秩序な市街化を抑制していきつつ、移住等の受け皿としての未利用宅地等の活用による定住人口を確保するなど、持続可能な集落の形成を図る方針とします。

当該エリアは、例えば、住環境保全対策を図り、これまでどおりの生活を送ることができる場をイメージしております。

各拠点やエリアについて、都市再生特別措置法における各誘導区域との対応は、表の右側に記載しております。

具体的には、高次・広域拠点や生活拠点に都市機能誘導区域を、居住促進エリアに居住誘導区域を指定する方針とします。

また、良質な住環境の維持・形成エリアは、市街化区域内の居住誘導区域外に、田園共生エリアは市街化調整区域を対象として位置付ける方針としております。

なお、表の下に注意書きをしておりますが、都市機能誘導区域外や居住誘導区域外では、一定規模以上の開発や、都市機能誘導区域に位置付けた誘導施設に対し届出を義務付けることとなります。

届出制度の詳細についてご説明いたします。資料3—2をご覧ください。

上段の囲み線の中に、各誘導区域設定の趣旨を記載しております。

各誘導区域は、基本的に現状の生活サービスが高いエリアを対象とし設定し、その機能の維持・増進や、公共交通の利便性向上等を図ることとしております。

現状で各誘導区域外となるエリアに立地している施設や住宅等については、ただちに集約・移転させるものではなく、今後、新たな施設整備や新規の建築、開発の計画を検討する際の目安としていただくために設定しようとするものです。

都市機能・居住の各誘導区域は、都心・中心市街地と本市の顔となる各種高次機能の集積を図る拠点として、6つの地域中心を地域特性を踏まえた生活サービスの拠点として都市機能や居住の誘導を図り、持続可能なコンパクトな市街地形成を目指すために設定しております。

各誘導区域外においては、市が施設立地の動向を把握するため、一定規模以上の住宅や都市機能誘導区域に位置付けた誘導施設にかかる開発行為や建築行為は、届出が必要になります。

なお、市長は、各誘導区域内において立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、届出者に対し、立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができることとなっております。

届出対象となる区域や行為については、下の表にまとめておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

資料3—1、5ページをご覧ください。本市の立地適正化計画においては、都市再生特別措置法で定められた名称にこだわらず、指定する位置や特性を踏まえ、分かりやすい名称に言い換え、計画を運用していくことと考えております。

現時点では仮称としておりますが、各拠点やエリアの名称に則し、具体的な名称設定を実施する考えでおります。説明は以上であります。

会 長

それでは、目指すべき将来都市像について、ご質問、ご意見をいただきましたと思います。

C 委員 資料の3—2の中の5ページの表で、黄緑色の市街化区域内の居住誘導区域外に関しては1,000㎡以上の開発行為を許可申請のほかに、今後は、3戸以上の住宅の建築も付加されるという考えだということですのでよろしいでしょうか。

事務局 基本的なところは、そのとおりです。
なお、補足しますが、通常の開発行為については許可制度ですが、このたびの計画では届出ですので、ある意味、許可とは性質が違うというようにご理解ください。

C 委員 基本的に、居住誘導区域外で住宅を3戸以上建築する場合は届出が必要になり、ふさわしくないものに関しては勧告になるということですが、勧告に関し、どの程度のものを考えているのか教えていただけますか。

事務局 勧告の対象については、基本的に、この計画を推進するにあたり支障になるような行為というように考えておりますが、勧告基準のような、具体的なものについては、これから整備していくという考え方ですので、現時点では、具体的な内容まではお知らせすることができない状況です。

C 委員 先ほど、アンケートの中で利便施設に関し、買い物というものが非常に多かったと思うのですが、都市計画区域を設定する段階で、第1種低層住居専用地域など、居住のためだけの、ここで言えば、非常に住環境の良い場所とみなされる場所は、基本的には店舗や昔みられた町工場など、そういったものはふさわしくないということで排除されていった経緯があると思います。

それによって、実は、近くにあったお店が見守りをしてくれた、常にそこに居住できた、働く場も持てたというまちが作れなくなってきたという、マイナスの部分もあったのではないかと思いますので、そういったことを自省せず、ただコンパクトにして家を建てる場合に規制が生じるようになる。

必要な規制もあると思いますが、逆に、そこに働く場もあることによって、何かあったときに避難の協力となる若い社員がいるとか、そういったことも、これから考えなければいけないことだと思いますので、東京で考えたやり方を地方に持ってきて、同じことをしようとしても、地方の魅力、まちの魅力は作るのは難しい。

東京のミニチュアを作ってもどうしようもないと思いますので、秋田市だったらどうするのか、秋田市ならではの魅力あるまちづくりとは何なのか、こういったところの視点を今一度持っていただきたいと思います。

ただコンパクトにすればいいというようにしか、私には見受けられない。

業界を代表してとなると、私は、そのところは、なかなか賛同しづらいところですよ。

事務局 法律で届出制度を設けたという背景には、宅地動向を把握したいという状況があるようです。

一方で、先ほど、行政指導というお話させていただきましたが、これは許可制度とは違いまして、行政指導に従わないことを理由に不利益な取り扱いをしてはならないということが行政手続法で規定されております。それが緩やかな誘導と言われている所以でもあります。

また、勧告は、相手の任意の協力によって、実現するというものでありますので、法的拘束力はありません。

C 委員 勧告の内容や基準を今後整備していくというのであれば、まったく分からないものに対して白紙の委任状を出すということと、ある面では同じ意味だと思しますので、協議会の一員としては、それでは具合が悪いと感じます。

方向性としてはこうですと、ある程度の基準を示していただかないと。

ここで「では、しょうがないですね」というわけにはいかないのではないのでしょうか。

事務局 先ほど申しあげましたように、この計画の遂行にあたって、支障になるような状況になるということが、基準の考え方になろうかと思えます。

この計画では、居住誘導区域や都市機能誘導区域は定めなければいけないこととなりますので、法律上は、その区域設定により、そういった届出制度が必然的に伴ってくるということでご理解願います。

会長 私の理解では、都市機能誘導については、すべての商業施設を対象にするのではなく、一定規模以上とか、勧告の対象とする要件・基準を作って誘導していくという話として理解しておりますし、住宅系の居住誘導についても、その誘導方策は、いわゆる許可制ではなく、届出・勧告ということです。

許可制は法律上、基準等に合致しない限り許可はされません。

しかし、届出・勧告というのは、法令上の直接的拘束力は持たないわけで、よって、緩やかな誘導だと表現しているし、また一方で、先ほどの議論にあったように、昔はどんどん拡大していても大丈夫だったが、今後は縮小していかななくてはならない。

縮小するということは、都市計画的に大変難しく、これまでやったことのないことにトライをしているわけで、そういった意味で言うと、許可制にはできなかつたと。

しかし、放置するとこのままでは持続可能性がなくなってしまうと。

そうすると、ギリギリのところまで今考えているのが届出・勧告だということなのではないかということだと思います。

実際に、勧告基準をどの程度、どのようにするかというのは、全国的にも、まだ、この制度が始まって時間が経過していませんし、学会レベルでも研究段階になっております。

ただ、それが全部そろわないと対応していかないというのは手遅れですから、そういった意味では、やりながら考えると。

事務局の説明にあったように、時間軸をもった計画ということで、一定程度やってみて見直すということも表明されていますので、少し、そのあたりは今後詰めていくのだろうというように理解しています。

会 長 他にいかがでしょうか。

H 委員 誘導施策というのが、どういったことをしていくのかというのが見えなくて、ある程度具体的に内容を示していただきたいと思います。

事務局 今回、コンパクトシティ形成ということで、居住誘導区域なり都市機能誘導区域を定めて進めていくことになります。

ただ、区域を決めたからといっても、市民の皆さんや、事業者の皆さんがそれに沿って行動するのは難しいと思っております。

誘導施策は、そのきっかけ、インセンティブという位置づけで考えております。

具体的な内容は今後の検討になりますが、基本的には、住み替えや施設の立地誘導に際しての財政的な支援であったり、あるいは税制の特例であったり、さらには、未利用地となっている公的財産の活用が想定され、そうしたところが柱になっていくものと考えています。

このあたりは、市民や事業者の意向、意識といった部分がありますので、今回のアンケートは、まさにそのあたりの状況を把握するために行ったものであります。

具体的な施策については、まず、他の先進都市でやっている例など、そういったものも含めて、次回以降に具体的にお示したいと思っております。

会 長 私の理解では、誘導というのは、相手方に選択権があるということです。許可は、選択権はなく、行政処分的にその基準に達しなければ明確に行為規制をする。その違いだと理解しています。

ただし、選択権を与え、行政の計画に非常に不都合な場合は、なんらかの社会的な、例えばよく行われるのは、それに従わない場合は事業者名や社名を公表するといったようなことです。

公表したからといって、営業停止になるわけではないですし、開発ができないということではないのですが、社会的には、それは適切ではないということになる。それが誘導の基本的な考えだと思います。

私自身、行政ではないので、最後の詰めの部分ではありませんが、基本的な理解はそれでよろしいのかなと思います。

他にいかがでしょうか。

各委員

なし。

会長

次に、都市機能・居住の誘導区域の設定に入りたいと思います。

本日はここまでを議論をすることとなっていますが、目標や将来都市像に意見があれば、この段階で出しても結構です。

それでは、事務局より説明願います。

事務局

都市機能・居住誘導の各地域、区域の設定をご説明いたします。

資料3—1、6ページをご覧ください。

(1)の都市機能や居住の各誘導区域への設定手順とあります。

ここでは、先に位置付けを行った各拠点や、拠点促進エリアを対象とし、その趣旨に沿い、具体的に都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定する際の手順を示しております。

①基本的な考え方です。

都市機能や居住の各誘導区域は、現在の生活サービスが高いエリアを対象に設定し、その機能の維持増進や、公共交通の利便性向上を図ることを基本とします。

また、都市機能誘導区域は、1つの都心・中心市街地、6つの地域中心の都市構造を実現するため、各拠点が位置付けられた範囲を対象として設定します。

ただし、生活サービス施設の立地と人口密度は密接な関係があることから、各誘導区域を設定した後、その区域内の人口密度を確認した上で、都市機能誘導区域の実現性を判断することとします。

7ページの下側、二重枠線の中の本市における生活サービスが高い区域をご覧ください。

ここでは、本市の生活サービス施設と人口密度の関係を整理しており、下の図がその関係をグラフ化したものであります。

医療、通所系高齢者福祉、商業、子育て支援の各生活サービス施設の利用圏を包含する2キロ四方の範囲を対象とし、その中の生活サービス施設の立地数と人口密度の関係を見ると、1haあたり50人以上の人口密度を確保すると、多様な生活サービス施設が立地しやすい環境にあり、少なくとも40人は確保しなければ、多様性を確保できなくなる可能性が高まるものと考えております。

次に8ページの下側の図をご覧ください。

これは、100mメッシュごとの人口密度と、市全体での生活サービス率の偏差値との関係をグラフ化したものでございます。

本グラフを見ると、多様な生活サービス施設が立地しやすい環境にある人口密度50人以上を有する平均の生活サービス率は、偏差値が概ね60程度であることが分かります。

以上のことから、市全体での生活サービス率の偏差値が60以上の範囲は生活サービスが高い区域と見なすことができます。

なお、9ページと10ページに、現状で人口密度が概ね50人を確保しており、市全体の生活サービス率の偏差値が60以上の区域を含む中央地域、北部地域の概況を示しておりますので、人口密度や生活サービス率の関係のイメージをつかむ参考にしていただければと思います。

また、地域間で生活サービスの差が顕在化している状況にありますが、7地域、それぞれの中で、拠点的な役割を担う範囲も重要な要素となります。

資料が飛んで申し訳ございませんが、参考資料2の8ページ、右側の図をご覧ください。

これは、医療、通所系高齢者福祉、商業、子育て支援の各生活サービス施設を対象とし、7地域それぞれで区切って、生活サービス率の偏差値を示したものとなります。

本図により、地域ごとに拠点的な役割を担う、特に生活サービス率が高い概ねの範囲を捉えることができます。

また、9ページ左側の図が、市全体で生活サービス率の偏差値を示したものとなります。

市全体や、地域ごとに生活サービス率の偏差値を示したこれらのデータをもとに、現在の生活サービス率の偏差値が高いおおむねの範囲を捉え、これらをもとに、具体的な都市機能や居住の各誘導区域を設定することとしております。

それでは、都市機能や居住の各誘導区域の具体的な設定手順をご説明いたします。

資料3—1、6ページの②都市機能誘導区域をご覧ください。

都市機能誘導区域は、先ほどの地域別の生活サービス率の偏差値データを用い、特に生活サービス率が高く、地域内で拠点性を有する生活サービス率の偏差値が70以上の範囲を基本としつつ、商業系、専用系を除く住居系用途地域の範囲に指定します。

また、中央地域の都心中心市街地である秋田駅前から山王地区は、高次都市機能を含む、多様な機能が集積している商業系用途地域を主体とした一団のまとまりの範囲を指定します。

また、南部地域の地域中心である秋田新都市は、多様な都市機能が集積し、地域住民のみならず、周辺地域の都市機能を補完する生活利便性の高い区域であり、ニュータウンとして開発された計画的な市街地であることから、商業地域を主体とした一団のまとまりの範囲を指定します。

次に③居住誘導区域をご覧ください。

居住誘導区域は、都市機能誘導区域の範囲に加え、市全体の生活サービス率の偏差値データを用い、生活サービス率が高い範囲である生活サービス率の偏差値が60以上の範囲を基本として設定します。

また、誰もが容易に都市機能誘導区域へのアクセスを確保する観点から、交通結節点からの徒歩圏や、拠点間を連絡する主要な路線である新国道および国道13号に配置されたバス路線の徒歩圏の範囲を指定します。

さらに、多様な生活サービスとあわせ、行政サービスを容易に受けることができる範囲として、各地域の市民サービスセンターが立地する範囲を指定します。

会 長 すみませんが、時間がないので、④は皆さん目で追っていただいて、事務局は最終の11ページだけ説明してください。

事 務 局 11ページの(2)将来都市構造パターンに基づく都市機能・居住の各誘導区域の設定をご覧ください。

11ページに示した将来都市構造パターンは、先にご説明いたしました立地の適正化に関する基本方針において位置付けた各拠点や居住促進エリアを対象とし、第1回協議会でお示しした将来都市構造パターンの趣旨を踏まえ、本市において考えられる配置のパターンを示したものであります。

パターン1は、各地域が自立した都市圏、都市構造として、各地域の現在の生活サービス機能を増進し、7地域それぞれが自立した都市構造を目指すものです。

パターン2は、地域間連携型の都市構造として中央、東部、西部、南部、北部の各地域は、現在の生活サービス機能を増進し、それぞれが自立することを目指します。

河辺、雄和の各地域は、人口規模や現状で、生活サービスを他地域に依存していることを踏まえ、現在の都市機能を基本としつつ、秋田新都市や中心市街地との連携により、不足機能を補完する都市構造を目指すものであります。

パターン3は、都心・中心市街地と地域中心が連携した都市構造として、超長期を見越し、東部、西部、南部の各地域は、現在の生活サービス機能の維持を基本としつつ、中央、南部の各地域との連携により、不足機能を補完する都市構造を目指すものです。

また、河辺、雄和の各地域は、生活拠点を配置せず、高次・広域拠点連携軸により、南部地域と一体の生活圏の形成を目指すものであります。

以上が3つの都市構造パターンの説明であります。

会 長 それでは、この各誘導区域の設定の前提としての将来都市構造のイメージと、区域の設定の考え方について、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

E 委員 パターン1なのですが、実際のところ、各地域が自立するというのは無理なような気がいたします。

 というのは、先ほどの保育園の話など、そうした状況を考えますと、それぞれが自立するというのは、はっきり言って難しいかなと。

 パターン2は、現状に似たようなところの、若干の発展型なのかなという認識でおりまして、パターン3は、あまりにも中心に寄せすぎている印象があります。計画の目標とする20年先となれば、パターン2が都市計画の中でやっていく上で、最適なパターンではないかと感じました。

 ただし、区域設定における徒歩圏の範囲が狭いように感じました。

 バス事業者としては、バス停から概ね400から500mを徒歩圏というように考えていることを、付け加えさせていただきます。

会 長 徒歩圏の数値に触れられておりましたが、事務局のほうで何かありますか。

事 務 局 徒歩圏に関しては、施設ごとに考慮するという考えで整理させていただいております。

 これは、国土交通省から示されたデータを基本にしており、これまでの知見により示された数値だと理解しているところであります。

会 長 鉄道駅は800mでしたか。

事務局 鉄道駅は800mをサービス圏域としております。

会長 1はちょっと難しいので、パターン2と3の違いは、大きくは、河辺・雄和の位置づけが異なるということですね。
生活拠点の意味付けも少しは変わっているのですが、極めて大きく違うところは河辺・雄和の取扱いであると思います。
この将来都市構造に応じて、最終的に、立地適正化計画の制度対応が、この12、13、14ページになるわけですが、事務局より簡単に説明していただけますか。

事務局 基本的に、12、13、14ページに示している図の赤と青の区域は同じですが、河辺・雄和の部分について若干違っているということであります。
パターン1は、中心市街地の部分が高次・広域拠点、土崎、御所野、新屋、河辺、雄和が生活拠点の増進型という位置付けになっています。
パターン2は、河辺・雄和が生活拠点の維持型になっています。
パターン3は、土崎、新屋が生活拠点の維持型になっています。そして、河辺・雄和については、赤い都市機能誘導区域にはしないという違いがあります。

会長 赤が都市機能誘導区域ということで、商業や子育て施設、医療施設等を誘導していき、青は居住誘導区域ですから、住宅系を誘導していく。
ただし誘導ということですので、強制的にそこでなければならないということではないということは、先ほどの説明にあったと思います。
これが、立地適正化計画の最終的な着地点の選択になっております。
もしくは、協議会の中で第4のパターンが出るかも分かりませんが、全体像はそうなっていると思います。

C委員 各パターンにおける想定人口というのは、考えられているのでしょうか。

事務局 現時点では、まだ設定はしておりません。なお、12、13、14ページに、それぞれ、現在の人口ベースでは数値を記載させていただいております。
想定人口については、どの程度の人口密度を設定するのかによって、どれくらいの人口を誘導していくのかということになるのですが、今の人口構成比から言いますと、概ね5割の人口が居住誘導区域内に住んでいるという状況がありますので、そういった人口比率に近いものにはなっていくのではないかと考えています。

C 委員 人口比率で5割程度がそこにいるということであれば、逆に居住誘導区域外にも5割程度であると。

現在もそうであり、もし、想定もそうであるとすれば、こういった区域を決める必要あるのかという感じがします。

逆に言えば、ここに集約することによって、7割程度を誘導していこうとか。それによって、逆に人口もここぐらいまで減少率をとどめることができるという部分を含めて想定していかないと、これだけではイメージが湧きにくいというのがあります。

事務局 最終的にはそういった考え方になりますが、実際は、そこに人が暮らしているわけですので、それを今から強制的に居住地を変えていくということではありません。

それと、市民の居住の選択には、生活スタイルに応じた選択というものもありますので、居住誘導区域外に人が住むことを否定しているものではありません。

そういった中で、いわゆる拠点をしっかり持つ、そして、その拠点を維持していくということが非常に大事だと思っております、居住誘導区域は、拠点を支えるための人口集積を行う範囲という考え方もしております。先ほど言いました1haあたり50人ですとか、計算上で出した生活サービス率の偏差値60というあたりは、そうした考えによるものであります。

C 委員 今回のメッシュ当たりの人口が50人以上ということであれば、例えば、3割、総人口が減るといっても、その密度を維持するとなれば、その部分に集約をしていくということは、今は明確にはなっていないけれども、そのような想定をしていくということですね。

事務局 ご指摘のとおりです。全体として、まずどういう都市構造パターンがいいのか、あるいは区域はこれでいいのかというあたりを整理した上で、ご指摘のあった人口の置き方といったあたりを検討したいと考えております。

E 委員 先ほど、パターン2を進めていくべきとして発言しましたが、バス事業者の立場から、パターン2を勧める理由を付け加えさせていただきます。

まず、バスの路線の考え方があります。弊社の運転士の平均年齢は50歳を超え、運転士の数も縮小する一方ですが、そうした中にありながらも、公共交通を担う立場として、バスの幹線というものは維持していかないとけないという使命感を持っています。

そうした観点から見ますと、資料の2の15ページを見ていただければ、非常に分かりやすいのですけれども、今の路線もそうですし、これからの都市を考えますと、幹線を維持することが我々の使命だとしますと、やはり、いわゆる高次・広域拠点である秋田駅から山王地区、このへんから、一番お客様が乗っているのは、土崎駅を結ぶ路線、西部サービスセンターを結ぶ路線になっております。

また、ここでは13号線と書いておりますけど、実は、我々の場合には、牛島の町の中を走っている路線。それから秋田駅東口を経由しまして、最終的には御所野のイオンに至る路線が、お客さまが非常に乗る路線となっております。

我々も、お客さまの乗る路線を維持していかざるを得ないという状況からしますと、やはり、できれば都市計画のほうも、そのパターンに則った形でやっていただければ、バス事業者としても、幹線を維持するという使命と合わさるのではないかなということ、私はパターン2を支持しました。

会 長 土地利用だけ先行しても、公共交通がついていかないとうまくいかない部分がありますので、連携といった点も大事になってくるということだと思います。

他にいかがでしょうか。

I 委員 都市構造パターンについては、パターン2、あるいはパターン3まで踏み込むのかどうかは別に、それらが集約の一つの方法ではないかと思えます。

それと、冒頭の視点のところ少し戻ったような話になってしまうかもしれませんが、人口が減る中で、高齢者の方の割合が増えてくるというところは、どうしても外せない視点ではないかというように感じております。

そうすると、高齢者の方にできれば働いていただく、あるいは買い物をしていただくという部分を意識しないといけない。

車で行ける方は車で行っていただいていると思うのですが、どうしても一定の方は、車での移動というのは厳しくなると思えます。

人口が減る中で、流通にしても、公共交通にしても、現状を維持するのはかなり厳しくなると思うので、少しでも、高齢者の方に移動していただく、あるいは消費していただくという視点を持ってコンパクト化を進め、そうしたことを通じて、全体の生活水準の維持に大きな役割を果たすと思えますので、そうした視点も持ちつつ取り組んでいただければと思います。

会 長 ここで、本日ご欠席で、都市計画、交通計画の専門でありますJ委員から文書で意見をもらっていますので紹介したいと思います。

J委員からは、一つは「将来都市構造パターンについては、各地域が自立するパターン1は困難である。一方で、河辺・雄和は人口が少ないものの生活拠点がまったくないということは望ましくないので、パターン2ではないか。ただし、実際の人口密度の観点から、パターン2の実現が困難な場合では、パターン2とパターン3の中間のイメージが何かできないか」という都市構造に対するものであります。

それから、「都市機能誘導区域と居住誘導区域については、将来の人口が減少した場合、適切な人口密度が維持しうるかの検討が必要ではないか。面積が過大なのかどうか、あるいは過小なのかどうかというのは、一度検討し、チェックしてほしい。また、市民サービスセンターと各地域の拠点との関係をもう一度精査してほしい」という内容の意見をいただいております。

会 長 そろそろ時間ですので、これで議論を終わりにしたいと思います。

 本日はいろいろな意見が出ました。事務局においては、その内容を勘案しつつ、次回の会議までに案として提案していただくようにお願いします。

 そして、委員の皆さまには、次回の会議で、この議事の最終確認ということで進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

 これをもちまして、本日の議事を終わりにしたいと思います。

7 その他

司 会 ありがとうございました。

 それでは、次第7、その他についてであります。

 その他につきましては、事務局より報告があります。

事 務 局 長時間にわたりありがとうございました。

 本日、皆さまからいただいたご意見等を踏まえ、次回会議の準備をさせていただきます。

 第3回会議は9月12日火曜日を予定しておりますので、日程調整など出席にご配慮いただきますようお願いいたします。

 最後になりますが、お気付きの点などがありましたら、事務局にご意見をお寄せいただきたく、引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

8 閉 会

司 会 次回協議会の開催時間は、13時半を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

 それでは、これをもちまして、第2回秋田市都市再生協議会を終了いたします。本日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。

これは、平成29年8月10日に開催された、第2回秋田市都市再生協議会の議事要旨である。